（注１）　⑷（注１）㋐から㋒まで、（注２）及び（注３）に準じて記載すること。また、次の㋐及び㋑によること。

㋐　⑷（注１）の㋐から㋒までについては、「一の者」とあるのは「基幹放送の業務を行おうとする者」と、「基幹放送の業務を行おうとする者」とあるのは「他の基幹放送事業者」とそれぞれ読み替えること。

㋑　⑷（注１）の㋐から㋒までに準じて記載する場合において、介在している関連法人等がさらに他の関連法人等を介在して基幹放送事業者の議決権を有するときの㋺の欄の記載については㋑の欄に記載される基幹放送事業者の議決権を他の関連法人等を介在することなく直接有する者についてのみ記載するものとする。

（注２）　比率は小数点第２位を四捨五入とし小数点第１位まで記載すること。

⑹　別紙⑹は、次の様式により記載すること。

ふりがな 氏名	住所	役名	担当部門	兼職	備考

（注１）　住所の欄は、住民基本台帳に記載された住所の都道府県市区町村を記載すること。

（注２）　役名の欄は、代表権を有する役員については役名の前に「（代）」の文字を、常勤の役員については役名の後に「（常）」の文字を付記すること。

（注３）　兼職の欄は、基幹放送の業務を行う事業及び新聞事業に係るものについてはその全部を、その他のものについてはその代表的なものを（注２）に準じて記載すること。

（注４）　備考の欄は、次の事項を記載すること。

㋐　発起人又は発起人代表であるときはその旨

㋑　日本の国籍を有しない人であるとき又は兼職に係る法人若しくは団体が外国の法人若しくは団体であるときはその旨

㋒　予定のものについてはその旨

（注５）　役員又は役員予定者の履歴書を添付するほか役員予定者については役員就任承諾書を添付すること。

⑺　別紙⑺は、放送番組の目的別種別（別表第六の二号の注５⑵の場合を除く。）及び放送の対象とする者に応じた放送番組の編集の基準又はその案を記載すること。

⑻　別紙⑻は、具体的に放送番組を編集するための基本的な計画又はその案を記載すること。この場合において、特別の経営方針による衛星基幹放送の業務（学園によるものを除く。）については、対象とする受信者層を併せて記載すること。なお、衛星基幹放送の放送番組に成人向け番組が含まれる場合は、対象とする受信者層を限定するための具体的措置（視聴契約時における年齢確認、ペアレンタルロック（視聴年齢制限の情報を付加して放送された放送番組について、視聴可能年齢を受信機に登録し、かつ、暗証番号を設定することにより、登録された年齢未満の者の視聴の排除を可能とする機能をいう。）等）について併せて記載すること。

また、有料放送を含む基幹放送を行う旨を記載するとともに、限定受信方式の名称を次の記載例に従つて記載すること。この場合において、限定受信方式識別子が指定されている場合はその指定に係る限定受信方式の名称を記載すること。なお、名称のみでは方式を特定できない場合は、さらに詳細な内容を記載すること。

（記載例）　有料放送を含む基幹放送を行うものであり、限定受信方式は、「ＡＲＩＢ―限定受信方式」である。

⑼　別紙⑼は、放送番組表及び他から供給を受ける放送番組の放送時間（臨時目的放送を専ら行う基幹放送事業者の場合を除く。）について、次のア及びイの様式により記載すること。

ア　放送番組表

曜日 時刻	月	火	水	木	金	土	日
計	時間　分	時間　分	時間　分	時間　分	時間　分	時間　分	時間　分
合計	時間　分				備考		

（注１）　１週間の放送番組の代表例を記載すること。

（注２）　個々の放送番組の内容が放送の目的別種別（別表第六の二号の注５⑵の場合を除く。）のいずれに該当するかを色別、記号別等の方法により、個々の放送番組の欄内に表示すること。この場合において、一の放送番組の内容が２以上の種類に該当するときは、それらの種類の全てについて表示するとともに放送時間を付記すること。

（注３）　個々の放送番組について、その開始及び終了の時刻を記載すること。

（注４）　テレビジョン放送を行う基幹放送事業者で、補完放送であつて、映像に伴うものの放送を行うものの場合は、字幕放送、解説放送の別を個々の放送番組の欄内に表示すること。この場合において、一の放送番組で利用方法が複合するときは、それらの利用方法の全てについて表示するとともに放送時間を付記するものとし、１週間の総放送時間について、字幕放送、解説放送の別に１週間の放送時間の総放送時間に対する割合を備考欄に記載すること。

（注５）　データ放送を行う基幹放送事業者は、その放送番組の標準的な受信形態を備考欄に記載すること。

（注６）　超短波放送を行う基幹放送事業者で、補完放送であつて、主音声に伴うもの以外のものの放送を行う場合又はテレビジョン放送を行う基幹放送事業者で、補完放送であつて映像に伴うもの以外のものの放送を行う場合は、当該補完放送による放送番組が分かる記号等を記載すること。

（注７）　テレビジョン放送を行う基幹放送事業者で、複数の走査方式等による放送を行うものの場合は、個々の放送番組の欄内に走査方式等の別が分かる記号等を記載すること。

（注８）　有料放送を行う基幹放送事業者の場合は、有料放送に係る放送番組について、個々の放送番組の欄内に「有」の記号等を表示し、合計欄内に有料放送に係る放送時間及び比率を（　）で再掲すること。

イ　放送の目的別種類による放送時間等

放送の目的別種類	１週間の放送時間	比率	備考
報　道 教　育 教　養 娯　楽 そ の 他	時間　分	%	
合　計	時間　分	100.0%	

（注１）　１週間の放送時間の欄は、アの放送番組表に基づいて集計したものを記載すること。